

社会福祉施設等への災害情報の提供及び被害情報の収集に関する取扱方針

1 概要

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）（平成31年3月11日改正）に基づき、当市に所在する市所管の社会福祉施設及び事業所（以下「社会福祉施設等」という。）への災害情報の提供及び被害情報の収集、報告について必要な事項を定めるものとする。

2 災害情報の提供と被害情報の収集、報告

- ① 福祉政策課：災害の発生する恐れがある場合(※)①施設・利用者の安全確保、②被災した場合の市への速やかな報告を求める文書を作成し、FAXにて社会福祉施設等の長へ一斉に情報提供(※)・「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された場合
 - ・八戸市地域防災計画で定める「非常配備1」（各種警報が発表され、甚大な被害の発生する恐れがある場合）となった場合など
- ② 社会福祉施設等の長
 - ：施設・利用者の安全確保を図るとともに、被災時は施設所管課へ被害状況の報告
- ③ 施設所管課：施設からの被害状況を取りまとめて福祉政策課へ報告
- ④ 福祉政策課：施設所管課からの情報をとりまとめ後、厚生労働省、青森県へ報告

